**平成２３年（フ）第１４５１６号**
東京都町田市木曽東４丁目15―ロ842
破産者　小泉　和義
1　決定年月日　平成23年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５８号**
福島市渡利字舟場72番地の１
破産者　株式会社沼崎クリーニング工場
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第２２号**
福島県相馬市程田字小堤359番地
破産者　有限会社キャロル
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

**平成２３年（フ）第１５２７号**
さいたま市浦和区瀬ケ崎２丁目３番２号209
破産者　有限会社アイ・クリエイティブ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第６５７号**
千葉県松戸市松戸新田448番地の９　カーサ・オリーブ406号
破産者　内炭　博子
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２１年（フ）第７７７４号**
東京都立川市曙町２丁目12番１号　曙ビル３階
破産者　医療法人社団悠美会
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第９６８１号**
東京都中央区日本橋茅場町２丁目５―10
破産者　山口　豊博
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１７１２４号**
東京都渋谷区元代々木町33―３―206
破産者　佐藤由美子
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６２３７号**
群馬県高崎市棟高町1868番地
破産者　株式会社サンエイサブリース
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１２８９号**
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地　瑞穂アパート32―203
破産者　五十嵐　登
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１３０４号**
東京都府中市緑町１丁目22番地の１アルス府中緑町407
破産者　廣橋　　恵
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３０３号**
山梨県甲州市勝沼町綿塚107番地３
破産者　株式会社ＳＧＩショップ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１５号**
愛知県北名古屋市高田寺東の川71　ルマネージュ101号、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市宿町青木24番地２
破産者　有限会社クリコイエローインターナショナル
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第３５９７号**
大阪市西区新町１丁目23番８号４Ｆ
破産者　株式会社ＣＯＬＯＮＹ　ＩＮＤＵＳＴＲＩＡＬ　ＤＥＶＥＬＯＰＭＥＮＴ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３６３２号**
大阪市天王寺区空堀町２番16号
破産者　株式会社ウエツ機工
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第３６９９号**
大阪市北区太融寺町２番21号ニュープラザビル
破産者　光映出版株式会社
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６０２７号**
大阪市住吉区山之内１丁目24番21―108号
破産者　株式会社平井工務店
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６０５５号**
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ10―209号
破産者　有限会社エフジェイ・プランニング
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６１３７号**
大阪市西区立売堀２丁目５番41号
破産者　株式会社アドファイブ
1　決定年月日　平成23年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１６号**
秋田県横手市駅前町６番44号
破産者　横手ステーションビル株式会社
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２３年（フ）第７０５号**
横浜市西区中央２丁目６番５号
破産者　株式会社竹村園
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部